

09 厚生労働省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	提案事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
0920060	大分県立看護科学大学大学院修士課程(看護学)のナースプログラムオンライン養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有する厚生労働大臣が認める者(以下「診療看護員」といふ)が、インフルエンザの予防接種および簡易検査キットによる検査ができるよう規制を緩和	医師法第17条	医師法(昭和23年法律第201号)第17条には、「医師でなければ薬業をなしてはならない」と規定されている。		診療看護員がインフルエンザの予防接種および簡易検査キットによる検査ができるよう規制を緩和する。 ただし、予防接種の対象者は、問診において健康状態に異常がなく、現在通院していない者、深刻な既往症のない者のみとする。	インフルエンザは、感染拡大および重症化の防止の観点から予防と早期発見がきわめて重要である。毎年、老人施設などではインフルエンザが蔓延し死者を出している。またインフルエンザに既に罹患した人が、感染に気づかずに施設を巡回し、初期感染の発生源となる場合がある。診療看護員が問診、視診、触診、聴診を実施し、総合的に健康状態を判断し、その結果に基づき予防接種を行うことと簡易検査キットによる検査ができれば、インフルエンザの早期予防、蔓延防止に寄与できる。 また、今後予測されるパンデミックに際した場合、医師は重症患者への対応に追いつくことは必ずできない。診療看護員が予防接種や検査ができることで、社会の高齢を軽減できる。 ただし、予防接種に関しては、問診によりフレイルギやアフリカキーションの既往のある場合は、医師に報告し、指示を受けることとする。	C	I	・医師の指示の下に、「インフルエンザの予防接種および簡易検査キットによる検査」を看護員が行うことは可能である。		1003050	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分病院	大分県	厚生労働省
0920070	大分県立看護科学大学大学院修士課程(看護学)のナースプログラムオンライン養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有する厚生労働大臣が認める者(以下「診療看護員」といふ)が、下肢末梢血管障害の患者に対して包括的健康アセスメントを行うよう規制を緩和	医師法第17条	医師法(昭和23年法律第201号)第17条には、「医師でなければ薬業をなしてはならない」と規定されている。		下記の条件を全て満たす場合には、診療看護員が包括的健康アセスメントを実施することができるよう規制を緩和する。 ① 医師により下肢末梢血管障害と診断され、病状が安定していることから、医師が包括的健康アセスメントを診療看護員に対して指示した患者であること。 ② 検査の範囲は、判断基準が示されている検査で予め医師が指示した簡易検査、ABI(足動脈圧指数値)、SPP(歩行速度)とする。 ③ ハリスク(腎疾患、肝疾患、心疾患)患者でないこと。 ④ 病状にあらからず医師が示した範囲を超える変化があった場合、速やかに医師に報告し、指示を受けること。 [包括的健康アセスメント: 生活状況や病状について問診、視診、触診、聴診を実施し、予め医師が指示した検査のから必要な検査を行い、患者の包括的な健康状態を判断すること]	高齢化および糖尿病や慢性腎不全患者の増加に伴い、下肢の末梢血管障害の患者が増加している。この疾患は、肥満、高血圧、脂質異常、喫煙などが高血圧と重なって発症するため、個別的な生活習慣の改善や健康教育などにより患者の生活状態の総合的な管理を行うことが必要である。「下肢末梢血管障害」は、局所的な障害で直接生命を脅かすものではないが、徐々に進行し、悪化すれば安静時疼痛、潰瘍形成、大動脈閉塞や心臓のQOL(生活の質)は著しく低下する。また、心臓病や脳梗塞などを合併する生命の危険性も伴うこととある。 ただし、包括的健康アセスメントの結果、病状に変化がある判断した場合は、直ちに医師に報告し、指示を受けることとする。 ① 診療看護員が事前に検査結果について説明し生活指導を行うことで、疾患の進行を遅らせることが可能となり、患者および家族の満足度や自己管理能力を高めることができる。 ② 重症範囲の拡大により看護職の自律の促進、キャリアアップの機会拡大となり、質の高い看護職の確保に繋がる。 ③ 医師の負担軽減により医師が専門性の高い業務に専念することができ、医療の効率化および医療の高度化・先進化に繋がる。	C	I	・附帯内容で診療行為が終了するのであれば、附帯の1の患者の健康状態を判断することは診断であり、看護員が診断を行うことは認められないが、チーム医療の中で、医師の補助として、必要な検査を行い、検査結果を医師に報告し、医師が診断を行うことは可能である。		1003060	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分病院	大分県	厚生労働省
0920080	大分県立看護科学大学大学院修士課程(看護学)のナースプログラムオンライン養成コースを修了し、一定の専門知識と技能を有する厚生労働大臣が認める者(以下「診療看護員」といふ)が、下肢末梢血管障害の患者に対して、既に医師により処方されている運動療法・処置および薬剤を処方するよう規制を緩和	医師法第17条	医師法(昭和23年法律第201号)第17条には、「医師でなければ薬業をなしてはならない」と規定されている。		下記の条件を全て満たす場合には、診療看護員が運動療法・処置および薬剤の継続処方を行うよう規制を緩和する。 ① 医師により下肢末梢血管障害と診断され、病状が安定していることから、医師が包括的健康アセスメントを診療看護員に対して指示した患者であること。 ② 運動療法は、既に医師により指示されている範囲内とする。 ③ 処置は、外用薬、ドレッシング剤による処置や吸入法の予防のための処置とする。 ④ 薬剤は処方箋により処方されている範囲のものとする。 ⑤ 外用薬、ドレッシング剤、抗血小板薬、ロスタキシルリン、利尿剤、血管拡張剤(アンギオテンシン変換酵素阻害薬(ACE阻害薬)、アンギオテンシンII受容体拮抗薬(ARB)) ⑥ ハリスク(腎疾患、肝疾患、心疾患)患者でないこと。 ⑦ 病状にあらからず医師が示した範囲を超える変化があった場合、速やかに医師に報告し、指示を受けること。	高齢化および糖尿病や慢性腎不全患者の増加に伴い、下肢の末梢血管障害の患者が増加している。この疾患は、肥満、高血圧、脂質異常、喫煙などが高血圧と重なって発症するため、個別的な生活習慣の改善や健康教育などを行うことが必要である。「下肢末梢血管障害」は、局所的な障害で直接生命を脅かすものではないが、徐々に進行し、悪化すれば安静時疼痛、潰瘍形成、大動脈閉塞や心臓のQOL(生活の質)は著しく低下する。また、心臓病や脳梗塞などを合併する生命の危険性も伴うこととある。 ただし、包括的健康アセスメントの結果、病状に変化がある判断した場合は、直ちに医師に報告し、指示を受けることとする。 ① 診療看護員による適切な処置の開始が可能となり、手術再手術や下肢切断の回避が可能となる。 ② 継続的な処置により疾患悪化の防止に繋がり、患者の身体的苦痛の軽減、家族の介護負担の軽減に寄与できる。 ③ 重症範囲の拡大により看護職の自律の促進、キャリアアップの機会拡大となり、質の高い看護職の確保に繋がる。 ④ 医師の負担軽減により医師が専門性の高い業務に専念することができ、医療の効率化および医療の高度化・先進化に繋がる。 [包括的健康アセスメント: 生活状況や病状について問診、視診、触診、聴診を実施し、予め医師が指示した検査のから必要な検査を行い、患者の包括的な健康状態を判断すること]	C	I	・看護員が医師の指示のもと、診療の補助として運動療法や処置を行うことは可能である。 ・薬剤の処方を行うことは、医学を総合的に学んだ医師が行わなければならない行為であり、看護員のみで行うことは認められない。 ・なお、在宅等で看護員が、医師から処方された薬剤の定期的、常態的な投与及び管理において、患者の病態を観察した上で、医師の事前の指示に基づきその範囲内で投与を管理することは可能である。		1003070	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分病院	大分県	厚生労働省
0920090	大分県立看護科学大学大学院修士課程(看護学)のナースプログラムオンライン養成コースを修了している学生(以下「診療看護員学生」といふ)が、包括的健康アセスメント(検査を含む)、処方、処置を実施することを許容する。	医師法第17条	医師法(昭和23年法律第201号)第17条には、「医師でなければ薬業をなしてはならない」と規定されている。		下記の条件を全て満たす場合には、診療看護員学生が診療看護員として包括的健康アセスメント(検査を含む)、処方、処置を実施することを許容する。 ① 事前に医師の了承を得ること ② 医師の指導監督の下で行うこと ③ 医師に報告し、指示を受けること ④ 医師は別途適宜対象になった患者に対し自ら診察を行うこと	診療看護員養成コースの履修を修了するには、医療機関等において実習の患者に接して包括的健康アセスメント(検査を含む)、処方、処置を実施することが不可欠である。 この場合、診療看護員学生が行う包括的健康アセスメント、処方、処置に関しては、実際に行う場合、必ず医師の了承を得た上で、医師の指導監督の下で行うこととする。また、包括的健康アセスメント(検査を含む)、の経過および結果についても、診療看護員学生は必ず医師に報告する。 医師は自らの責任において別途適宜対象になった患者に対し、自ら診察を行うこととする。 行方診察や処置などから、教育上、不安定な医師の指導監督の下での実施を許しての医療行為は、医師が自らの責任の下に行っているものと法的な性質においては差異はないと考えられる。以上について確認の上、内閣に履修を許可したい。	C	I	・看護員の養成課程においては、看護員として行うことが可能な業務を指導教官の監督の下、実習を行うことは可能であるが、今回提案事項管理番号「1003070」等で明確化されている全ての行為を実施することは認められない。		1003080	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分病院	大分県	厚生労働省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府県
0920100	大分県立看護科学大学大学院修士課程(看護学)のナースプログラムキャリア実践コースを修了し、一定の専門知識と技能を有する厚生労働大臣が認める者(以下診療看護師という)が、病状の安定している慢性疾患(高血圧症、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患など)患者に対して、看病的ケアメントを行うことができるよう規制を緩和	医師法第17条	医師法(昭和23年法律第201号)第17条には、「医師でなければ医業をなしてはならない」と規定されている。		下記条件の全てを満たす場合は、診療看護師が包括的治療マネジメントを実施することができるようにする。 ① 医師不足の医療施設等または医療サービスが十分に行き届かない在宅では、病状の安定した慢性疾患患者が外来等で長時間待たされたり、わざわざ来院しなければならぬなど、様々な不便が生じている。 ② 病状が安定している慢性疾患(高血圧症、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患など)患者とする ③ 診療項目は、予め決められた範囲内とする ④ 患者の病状が想定された場合は、直ちに医師に報告し、指示を受けること 【包括的健康アセスメント】 生活状態や病状について問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、予め決められた検査の中から必要な検査を行い、患者の包括的な健康状態を判断すること	医師不足の医療施設等または医療サービスが十分に行き届かない在宅では、病状の安定した慢性疾患患者が外来等で長時間待たされたり、わざわざ来院しなければならぬなど、様々な不便が生じている。 【効果】 ① 診療看護師が患者の病状について患者および家族と時間をかけてコミュニケーションすることにより、包括的な健康状態をアセスメントすることができ、患者や家族の満足度を高め、さらに、患者を訪問することにより利便性に繋がる。 ② 現状において十分な医療サービスが提供されていない地域住民に対し、きめ細かい医療サービスを提供することが可能となる。 ③ 救急範囲の拡大により看護職の自律の促進、キャリアアップの機会拡大となり、質の高い看護の確保に繋がる。 ④ 医師は医師でなければ行えない専門的な医療に専念できるようになり、医療の効率化、高度化、先進化に繋がる。	C	I	・御提案の内容で診療行為が終了するのであれば、御提案の「患者の健康状態を判断すること」は診断であり、看護師が診断を行うことは認められないが、チーム医療の中で、医師の補助の補助として、必要な検査を行い、検査結果を医師に報告し、医師が診断を行うことは可能である。	1003090	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分病院	大分県	厚生労働省	
0920110	大分県立看護科学大学大学院修士課程(看護学)のナースプログラムキャリア実践コースを修了し、一定の専門知識と技能を有する厚生労働大臣が認める者(以下診療看護師という)が、病状の安定している慢性疾患(高血圧症、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患など)患者に対して、看病的ケアメントを行うことができるよう規制を緩和	医師法第17条	医師法(昭和23年法律第201号)第17条には、「医師でなければ医業をなしてはならない」と規定されている。		下記条件の全てを満たす場合は、診療看護師が看病的治療マネジメントを実施することができるようにする。 ① 医師不足の医療施設等または医療サービスが十分に行き届かない在宅で行うものとする ② 病状が安定している慢性疾患(高血圧症、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患など)患者とする ③ 処方薬剤と処置は予め決められた範囲内とする ④ 行為の中で重症化した場合あるいは診療看護師から判断することが難しい場合は、直ちに医師に報告し、指示を受けること 【包括的健康アセスメント】 生活状態や病状について問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、予め決められた検査の中から必要な検査を行い、患者の包括的な健康状態を判断すること 【看病的治療マネジメント】 患者の病状に応じた生活指導、健康指導等を行い、必要な場合には予め決められた範囲内の処置および薬剤の処方を行うこと	医師不足の医療施設等または医療サービスが十分に行き届かない在宅では、慢性疾患患者が外来等で長時間待たされたり、わざわざ来院しなければならぬなど、様々な不便が生じている。 【効果】 ① 診療看護師が患者の病状について丁寧に説明し、患者の生活状態に応じた個別的な生活指導、健康指導等を行うことにより、患者や家族の満足度を高め、さらに、患者や家族の満足度を高め、さらに、患者を訪問することにより利便性に繋がる。 ② 現状において十分な医療サービスが提供されていない地域住民に対し、きめ細かい医療サービスを提供することが可能となる。 ③ 救急範囲の拡大により看護職の自律の促進、キャリアアップの機会拡大となり、質の高い看護の確保に繋がる。 ④ 医師は医師でなければ行えない専門的な医療に専念できるようになり、医療の効率化、高度化、先進化に繋がる。	C	I	・薬剤の処方を行うことは、医学を総合的に学んだ医師が行わなければならない患者の健康に危害を及ぼすおそれのある行為であり、看護師のみで行うことは認められない。 ・なお、在宅等で看護にある看護師等が、医師から処方された薬剤の定期的、常時的な投与及び管理において、患者の病態を観察した上で、医師の事前の指示に基づきその範囲内で投与量を調節することは可能である。	1003100	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分病院	大分県	厚生労働省	
0920120	大分県立看護科学大学大学院修士課程(看護学)のナースプログラムキャリア実践コースを修了し、一定の専門知識と技能を有する厚生労働大臣が認める者(以下診療看護師という)が、急病、発熱、悪心・嘔吐、頭痛を除く打撲、捻挫などを訴える患者に包括的治療アセスメントを行うことができるよう規制を緩和	医師法第17条	医師法(昭和23年法律第201号)第17条には、「医師でなければ医業をなしてはならない」と規定されている。		下記条件の全てを満たす場合は、診療看護師が包括的治療アセスメントを実施することができるようにする。 ① 医師不足の医療施設等または医療サービスが十分に行き届かない在宅で行うものとする ② 発熱、下痢、発熱、悪心・嘔吐、頭痛を除く打撲、捻挫などの症状を訴える患者とする ③ 処方薬剤と処置は予め決められた範囲内とする ④ 重症化した場合は、直ちに診療看護師で報告し、指示を受けること 【包括的健康アセスメント】 生活状態や病状について問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、予め決められた検査の中から必要な検査を行い、患者の包括的な健康状態を判断すること	医師不足の医療施設等または医療サービスが十分に行き届かない在宅では、軽度の患者が外来等で長時間待たされたり、わざわざ来院しなければならぬなど、様々な不便が生じている。 【効果】 ① 診療看護師が患者の病状について患者および家族と時間をかけてコミュニケーションすることにより、包括的な健康状態をアセスメントすることができ、患者や家族の満足度を高め、さらに、患者を訪問することにより利便性に繋がる。 ② 現状において十分な医療サービスが提供されていない地域住民に対し、きめ細かい医療サービスを提供することが可能となる。 ③ 救急範囲の拡大により看護職の自律の促進、キャリアアップの機会拡大となり、質の高い看護の確保に繋がる。 ④ 医師は医師でなければ行えない専門的な医療に専念できるようになり、医療の効率化、高度化、先進化に繋がる。	C	I	・御提案の内容で診療行為が終了するのであれば、御提案の「患者の健康状態を判断すること」は診断であり、看護師が診断を行うことは認められないが、チーム医療の中で、医師の補助の補助として、必要な検査を行い、検査結果を医師に報告し、医師が診断を行うことは可能である。	1003110	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分病院	大分県	厚生労働省	
0920130	大分県立看護科学大学大学院修士課程(看護学)のナースプログラムキャリア実践コースを修了し、一定の専門知識と技能を有する厚生労働大臣が認める者(以下診療看護師という)が、急病、発熱、悪心・嘔吐、頭痛を除く打撲、捻挫などを訴える患者に対して、看病的ケアメントを行うことができるよう規制を緩和	医師法第17条	医師法(昭和23年法律第201号)第17条には、「医師でなければ医業をなしてはならない」と規定されている。		下記条件の全てを満たす場合は、診療看護師が包括的治療アセスメントを行い、病状が軽度であると判断した場合、看病的治療マネジメントを実施できることとする。 ① 医師不足の医療施設等または医療サービスが十分に行き届かない在宅で行うものとする ② 発熱、下痢、発熱、悪心・嘔吐、頭痛を除く打撲、捻挫などの症状を訴える患者を行うものとする ③ 処方薬剤と処置は予め決められた範囲内とする ④ 重症化した場合は、直ちに診療看護師で報告し、指示を受けること 【包括的健康アセスメント】 生活状態や病状について問診、視診、打診、触診、聴診を実施し、予め決められた検査の中から必要な検査を行い、患者の包括的な健康状態を判断すること 【看病的治療マネジメント】 患者の病状に応じた生活指導、健康指導等を行い、必要な場合には予め決められた範囲内の処置および薬剤の処方を行うこと	医師不足の医療施設等または医療サービスが十分に行き届かない在宅では、軽度の患者が外来等で長時間待たされたり、わざわざ来院しなければならぬなど、様々な不便が生じている。 【効果】 ① 診療看護師が患者の病状について丁寧に説明し、患者の生活状態に応じた個別的な生活指導、健康指導等を行うことにより、患者や家族の満足度を高め、さらに、患者や家族の満足度を高め、さらに、患者を訪問することにより利便性に繋がる。 ② 現状において十分な医療サービスが提供されていない地域住民に対し、きめ細かい医療サービスを提供することが可能となる。 ③ 救急範囲の拡大により看護職の自律の促進、キャリアアップの機会拡大となり、質の高い看護の確保に繋がる。 ④ 医師は医師でなければ行えない専門的な医療に専念できるようになり、医療の効率化、高度化、先進化に繋がる。	C	I	・御提案の内容で診療行為が終了するのであれば、御提案の「患者の健康状態を判断すること」は診断であり、看護師が診断を行うことは認められないが、チーム医療の中で、医師の補助の補助として、必要な検査を行い、検査結果を医師に報告し、医師が診断を行うことは認められない。 ・なお、在宅等で看護にある看護師等が、医師から処方された薬剤の定期的、常時的な投与及び管理において、患者の病態を観察した上で、医師の事前の指示に基づきその範囲内で投与量を調節することは可能である。	1003120	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分病院	大分県	厚生労働省	
0920140	大分県立看護科学大学大学院修士課程(看護学)のナースプログラムキャリア実践コースを修了し、一定の専門知識と技能を有する厚生労働大臣が認める者(以下診療看護師という)が、在宅で薬剤が完了していき、患者の死亡を確認することのできるよう規制を緩和	医師法第17条	医師法(昭和23年法律第201号)第17条には、「医師でなければ医業をなしてはならない」と規定されている。		下記条件の全てを満たす場合は、診療看護師が死亡を確認することができるようにする。 ① 医師不足の医療施設等または医療サービスが十分に行き届かない在宅であること ② 在宅で終末期ケアを受けている患者であること ③ 死亡原因および死に至る経過が予測された範囲内であること ④ 事後に診療看護師は死亡の報告書を作成し、医師に報告すること 【効果】 ① 診療看護師が死亡を確認することによって患者の家族等の利便性が向上する。 ② 在宅での終末期を希望する患者および家族の意向に沿うことが可能となる。 ③ 救急範囲の拡大により看護職の自律の促進、キャリアアップの機会拡大となり、質の高い看護の確保に繋がる。 ④ 医師不足地域の医師の負担軽減につながる。	医療サービスが十分に行き届かない在宅患者では、死亡した時点から医師による死亡の確認まで時間を要し、死後の処置や弔いに関する措置ができないことなどから、様々な不便が生じている。 【効果】 ① 診療看護師が死亡を確認することによって患者の家族等の利便性が向上する。 ② 在宅での終末期を希望する患者および家族の意向に沿うことが可能となる。 ③ 救急範囲の拡大により看護職の自律の促進、キャリアアップの機会拡大となり、質の高い看護の確保に繋がる。 ④ 医師不足地域の医師の負担軽減につながる。	C	I	・「死亡の確認」は、医師の医学的判読及び技術をもってのなければ人体に危害を及ぼす行為であり、看護師のみで当該行為を実施することは認められない。 ・なお、診断書を医師が最終的に確認し署名することを条件に、看護師等が医師の補助者として記載を代行することは、可能である。	1003130	大分県立看護科学大学、社会医療法人敬和会大分病院	大分県	厚生労働省	

